主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人高木徳義上告趣意書第一点八原判決八上告人ノ殺意ヲ認定ノ根拠トシテ原 審第二回訊問調書中被告人ガ判示ノヤウナ七首デカマカセニAノ胸ノアタリヲーグ リシタ事実ヲ挙ゲテヰルガコノヨウナ事実ハ右調書中ニハ見当ラナイ、第一審第二 回公判調書中二八記録八二八丁答、スルトAが私ノ両足ヲ両手デ抱エマシタノデニ 人ガ其ノ場ニ倒レAガ仰向ケニナリ私ガ其ノトニ馬乗リニナリマシタラ誰カニ人許 リ背ニ乗リ掛リマシタカラ私八危イト思テ懐ニ持ツテヰル七首ヲ抜イテAヲ刺シタ ノデアリマス(後略)。問、其ノ時被告ハAノ胸ヲ狙ツテ突刺シタカ。答、私ハ馬 乗リニナツテ居リマシタノデ七首ヲ右手ニ持ツテ何処ヲ狙フトナシニ夢中デ刺シタ ノデアリマス。スルトA八大キナ声デウーント捻リ両手ヲ緩メマシタカラ引揚ゲテ 来マシタ。同八二九丁問、被告ハAヲ殺ス心算デカー杯突刺シタカ。答、私ハ其時 自分モ遣ラレルト思ヒマシタガカー杯遣ツタカドウカ夢中デ又殺ソウトモ殺スマイ トモ其ノ様ナ事ハ考へマセンデシタ。問、然シ其ノ様ナ事ヲスルト死ヌ事ハ判ツテ 居ルダラウ。答、其時八夢中デアリマシタ。トアツテ認定ノヨウナ事実八更二無イ。 第二審公判調書デハコノ点ニ付五四四丁(前略)Aニ対シ斬込殴込等云ツテヰルが 如何ノ訳カ(中略)何コノ青二オ(中略)二ツ三ツ殴ラレ(中略)何ウシテソンナ 事スルカト云ウト又手ヲ挙ゲテ来タ(中略)取組合トナツタ(中略)危険ヲ感ジ七 首デ刺シタ(後略)五四五丁(前略)夢中デサス(中略)親分ヲヤロウト思ハヌ( 中略)刺シテ剥ハセヌ(後略)。五四七丁(前略)検事調書ニ相手ヲエグレバ死ヌ 事ノ判ツテヰタト述ベタノハトノ問ニ対シ刺シタ事ハ事実ダガ検事ノ云ハレルママ ニシタト陳弁シテイル。検事調書ヲ見ルト三九七丁(前略)之デハ自分ノ身ガ危イ ト想ツテ懐中ノ七首ヲ取出シ(中略)Aノ胸ノ辺ヲ目掛ケテカ委セニ突刺シテエグ

リマシタ(中略)足ヲトラレウシロニニ人イテハ命ガ危イ(中略)殺人程ノ気持ナシニサシテエグル(中略)相手ヲエグレバ死ヌカモ知レヌト判ツテヰタ(後略)トアルガ予審調書デハ五九八丁(前略)私ハ実ハ刺シテ抜イタツモリデアツタノデスガオ掛ガ抉ツタ様ニ書カレタノデ私ハ其ノ儘ニ致シマシタガ死ンデ居ルトノコトデアリマスカラ抉ツタデ結構デアリマストアリ決シテーエグリシタ事実ヲ肯定シテ居ナイ。結局原判決ハ無証拠ヲ断罪ノ資料トシテオリ破毀サルベキモノト考へルと云うのである。

因つて記録を審査するに所論の原判決の認定した殺意の証拠説明は粗雑であり断片的であり且つ徒らに無用の修辞を使つて其の骨子とするところ明確を欠く嫌いがないでもないがその証拠説明全体を綜合すれば要するに被告人が押収の竜彫刻模様の七首を以て被害者の左胸部を刺し同人を即死させた客観的事実を間接証拠として被告人の主観的殺意を推測認定したものであること明白である。そして所論の第一審第二回公判調書に依れば被告人が右の客観的事実を自認したこと明らかであるからその供述記載を採つて先づ右の客観的事実を認定し次にその認定した客観的事実を基礎として被告人の本件主観的意思を推測認定することは論理上正当であるのみならず経験法則に照し毫も不当でない。論旨は「力まかせ」「えぐり」のような原判決に影響を及ぼさない無用の修飾的文言の有無を非難攻撃するに帰着するから採用することはできない。

同第二点は上告人八年配デアツテ思慮二富ミ意思堅固デ多年禁酒禁烟且ツ女ノ方 モ慎深ク花札ト銃剣術ノ外二八勝負事ハー切ヤラヌト云フ好モシキ人物デアル為斬 込等ノ風説ノアルB等二対シ事前二交渉二赴キ理非ヲ明カニシテ賭博ヲ制止ショウ ト云フ重大任務ニ服スルヨウナツタモノデ決シテ自ラ進ンデ殴込ヲカケタモノデナ イ事ハ記録上明白デアリソノ短刀ヲ持参シタノハ万一ノ自衛ノ為デアツタ。Bニ対 シ行キガカリ上斬リツケタが明日カラ賭博ヲヤラヌ堪弁シテクレト云フノヲキクト 同時二他ノ加害者ヲ制シ直ニ手当ヲシテヤツテヰルシAニ対シテモワザワザ単身ニナツテ危地ニ乗リ込ンデオリAが話ヲ聞コウトシナイデケンカニ掛ツテキタタメ取組合ヒトナリソノ危地ニ瀕ルヨウニナツテ初メテ七首ヲ取リ出シ夢中デー突シタ事後デ死ンダト云フ話ヲキイテゾツトシテ居ル事、直ニ翌朝自首シタ事又本件ハ事柄ノ性質上一種ノ血闘トモ見ルベキモノデ被害者モ怪我ハ承知ノ上デアツテ示談ノ成立シテイル事右等ノ事情カラシテケンカ両成敗ト云フ言葉モアリ旁々刑ノ量定ニハ充分斟酌サルベキモノト考へル。原審ノ刑ハ不当ニ重イモノト考へルと云うけれども

本論旨は原審裁判所の専権に属する刑の量定に関する非難に過ぎないから上告適法の理由とならない。

右の理由は裁判官全員の一致した意見であるので刑事訴訟法第四百四十六条により主文の通り判決する。

検察官十蔵寺宗雄関与

昭和二十二年十一月十日

最高裁判所第一小法廷

輔		悠	藤	斎	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
毅			野	真	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官